様式第２号（第６条関係）

文書番号

　年月日

椎葉村被災者生活再建支援金支給決定通知書

　　　　　　　　　　　様

椎葉村長

年　　月　　日付けで申請のあった椎葉村被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給しますので通知します。

記

１　支給番号　　　第　　　　　　　号

２　支給金額　　　　　　　　　　　円

３　支給方法　　　口座振込

４　支給条件

５　その他

・被災対象者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

(１)　偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

(２)　第３条の規定による申請内容のとおりに住宅の再建を実施しなかったとき。

(３)　決定に付した条件に違反するとき。

(４)　その他この告示に違反するとき。

(５)　前４号に掲げるもののほか、村長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

・支援金並びに加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っているときは、他に支給すべき支援金が

あっても、相当の限度において支給を一時停止し、又は未納額と相殺することがあります。

・延滞金及び加算金にあっては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全

部又は一部を免除することができます。